

原田処理場スカイランドHARADA自動車駐車場維持管理充
当金に関する要綱

平成15年4月
要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、原田処理場スカイランドHARADA（以下「スカイランドHARADA」という。）に来場する者の利便を図るため設けられた原田処理場スカイランドHARADA自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の維持管理充当金（以下「充当金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(充当金)

第2条 充当金の額は、次の表に定めるとおりとする。

区分	充当金（1台）
普通自動車のうち 長さ5.5メートル、幅1.9メートル、高さ 2.8メートル以下のもの これ以外は、中型自動車として扱う	駐車時間が30分までごとに100円。ただし、1日の上限を土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日は800円、それ以外の曜日は500円とする。
中型自動車	1日 1,500円
大型自動車	1日 3,000円

上表の普通自動車、中型自動車、大型自動車とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表による。

2 前項の規定にかかわらず、豊中市長（以下「市長」という。）が災害その他特別の理由があると認める場合は、充当金を徴収しないことができる。

(充当先)

第3条 充当金は、スカイランドHARADAの維持及び管理に要する経費の一部に充当するものとする。

(充当金の徴収)

第4条 充当金は、自動車が駐車場から出場するときに徴収する。ただし、中型自動車及び大型自動車は、駐車中に徴収する。

(充当金の減免)

第5条 市長は、公益上その他特別の必要があると認めるときは、充当金を減免することができる。

2 前項の規定により充当金の減免を受けようとする者は、自動車駐車場維持

管理充当金減免申請書を市長に提出しなければならない。

- 3 充当金の減免をする場合及びその減免割合は、次のとおりとする。
- (1) 下水道事業のために自動車を駐車させる場合 免除
 - (2) スカイランドHARADAの管理業務にかかわる自動車を駐車させる場合 免除
 - (3) 次のいずれかの交付を受けている者が運転又は同乗している自動車を駐車させる場合 免除
 - イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく身体障害者手帳
 - ロ 国が定める療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省発児第 156 号）に基づく療育手帳
 - ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特別の必要があると認める場合
その都度市長の定める割合

4 第 2 項の規定にかかわらず、前項第 3 号に掲げる場合にあっては、市長に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、自動車駐車場維持管理充当金減免申請書を提出したものとみなす。

(充当金の返還)

第 6 条 既納の充当金は、返還しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度猪名川流域下水道事業連絡会議において決定する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。